

舞鶴市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正
【改正概要】

1. 風営法第 2 条第 1 項各号の改正内容

旧		新		市条例 の記載
1 号	キャバレー (ダンス+接待+飲食)	1 号	キャバレー、待合、 料理店、カフェ (接待+遊興 or 飲食)	○
2 号	待合、料理店、カフェ (接待+遊興 or 飲食)			
3 号	ナイトクラブ等 (ダンス+飲食)	削除		×
4 号	削除			
5 号	喫茶店、バー (照明 10ルクス以下+飲食)	2 号	喫茶店、バー (照明 10ルクス以下+飲食)	○
6 号	喫茶店、バー (客席 5㎡以下+飲食)	3 号	喫茶店、バー (客席 5㎡以下+飲食)	○
7 号	麻雀屋、パチンコ屋	4 号	麻雀屋、パチンコ屋	×
8 号	スロット、テレビゲーム 遊技店	5 号	スロット、テレビゲーム 遊技店	○

2. 舞鶴市地区計画条例の改正内容

計画地区	旧	新
東舞鶴駅周辺地区 (A)	1号 2号 5号 6号	1号 2号 3号
東舞鶴駅周辺地区 (B)	1号 2号 5号 6号	1号 2号 3号
東舞鶴駅周辺地区 (C)	5号 6号	2号 3号
東舞鶴駅周辺地区 (D)	5号 6号	2号 3号
東舞鶴駅周辺地区 (E)	5号 6号 8号	2号 3号 5号
東舞鶴駅周辺地区 (F)	5号 6号 8号	2号 3号 5号
西舞鶴駅周辺地区	1号 2号 5号 6号	1号 2号 3号
大波下地区	5号 6号 8号	2号 3号 5号